

平成24年3月19日

## 地域建設業経営強化融資制度の運用の延長について

上下水道局が発注した工事について、国土交通省の創設した「地域建設業経営強化融資制度」を利用するための、工事請負契約約款第5条第1項ただし書に基づく請負代金額の債権譲渡の承諾については、平成24年3月末日までの期限で次のとおり運用を行っていましたが、国の融資制度の運用期間が1年延長されたため、引き続き平成25年3月末まで運用を行います。

### 1 制度の概要

本制度は融資を希望する中小・中堅元請建設業者が、本市から書面による承諾を得て、工事請負代金債権を事業協同組合等又は一定の民間事業者（以下「事業協同組合等」といいます。別紙参照）に対して譲渡し、その譲渡した工事請負代金債権を担保に以下の融資を受けることができる制度です。

#### (1) 工事の出来高部分

事業協同組合等からの融資（財建設業振興基金の債務保証を受けて行う転貸融資）

#### (2) 工事の出来高を超える部分

金融機関からの融資（保証事業会社が債務保証。ただし、前払金保証契約を締結した工事が対象となります。）

### 2 運用期間

平成21年6月1日から平成25年3月末日まで

### 3 対象となる建設業者

本市が発注した工事を受注・施工している中小・中堅元請建設業者

※ 中小・中堅元請建設業者とは、原則として資本の額若しくは出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1500人以下の元請建設業者とします。

#### **4 対象となる工事**

本市が発注した工事で、出来高が2分の1以上のものを対象とします。ただし、次の工事については、対象外とします。

- (1) 低入札価格調査の対象となった工事
- (2) 債務負担行為に係る工事（ただし、最終年度で年度内に終了見込みの工事を除く。）
- (3) 繼続費を設定した工事（ただし、最終年度で年度内に終了見込みの工事を除く。）
- (4) 繰越工事及び繰越が見込まれる工事（ただし、前年度からの繰越工事で年度内終了見込みの工事を除く。）
- (5) 受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (6) その他、建設業者の施工する能力に疑義が生じている等、債権譲渡の承諾に不適当な特別な事由がある工事

#### **5 譲渡債権の範囲**

- (1) 本件請負工事が完成した場合

出来形部分に相応する工事請負代金額から①前払金、②部分払金、③本件工事請負契約により発生する遅延損害金等の本市の請求権に基づく金額を控除した額とします。

- (2) 本件工事請負契約が解除された場合

出来形部分に相応する工事請負代金額から①前払金、②部分払金、③本件工事請負契約により発生する違約金等の本市の請求権に基づく金額を控除した額とします。

- (3) 請負代金額に増減が生じた場合

請負代金額の増減に連動して、債権譲渡額も増減するものとします。

#### **6 譲渡債権が担保する範囲**

本制度に係る譲渡債権は、以下の二つを担保するものです。

- (1) 事業協同組合等の建設業者に対する当該工事に係る貸付金
- (2) 保証事業会社が建設業者に対して有する金融保証に係る求償債権

※ 事業協同組合等又は保証事業会社が建設業者に対して有するその他の債権を担保するものではありません。

#### **7 債権譲渡を承諾する時点**

当該請負契約の出来高（債務負担行為の最終年度の工事であって、かつ、年度内に終了が見込まれる工事にあっては、最終年度の工事に係る出来高）が、2分の1以上に到達したと認められる日以降となります。

なお、承諾に当たっての出来高の確認は、月別の工事進ちょく率等を記した工事履行報告書により行うことを基本とします。

## **8 債権譲渡先**

事業協同組合等（別紙参照）

## **9 留意事項**

本制度の趣旨に鑑み、融資を受けた資金は、本件請負工事に係る下請代金及び資材代金等の支払に充当し、下請負人等への支払に支障をきたさないようにしてください。

また、下請契約に当たっては、着工前に、建設業法に定める一定の事項を記載した書面を作成するなど、「建設業法令遵守ガイドライン—元請負人と下請負人の関係に係る留意点一」（国土交通省総合政策局建設業課）に沿った対応をしてください。

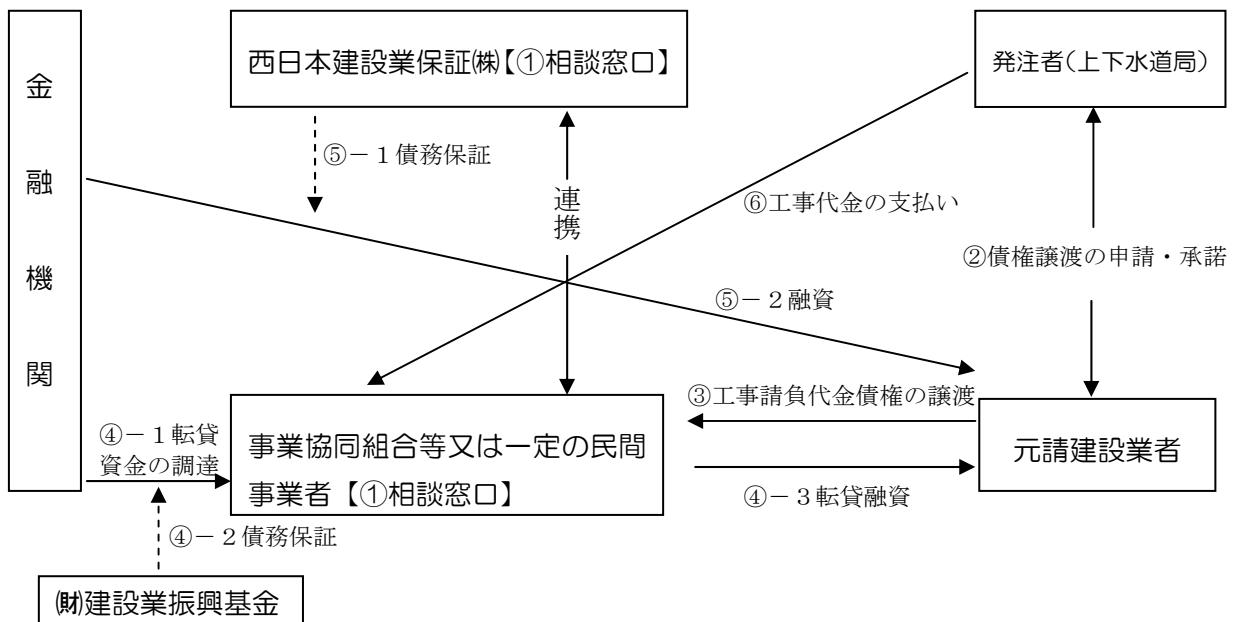
## **10 具体的な申請方法等**

具体的な申請方法等については、別添の取扱要綱をご覧ください。（手続の流れについては、次ページの図をご覧ください。）

\*別添：地域建設業経営強化融資制度による債権譲渡承諾に関する取扱要綱

【お問い合わせ先】上下水道局総務部用度課（電話：672-7728）

## 【手続の流れ】



### <図の番号の説明>

- ① 本制度により融資を希望する元請建設業者は、あらかじめ事業協同組合等（一定の民間事業者）又は西日本建設業保証㈱※のいずれかに相談します。  
※ 債権譲渡を申請しようとする工事の前払金保証会社が東日本建設業保証㈱の場合は、東日本建設業保証㈱までお問い合わせください。

② 元請建設業者は、工事の発注者である京都市上下水道局に対し、債権譲渡の申請を行います。

京都市上下水道局は、当該申請が適切であると認めた場合、債権譲渡を承諾します。

**【提出書類】** 債権譲渡承諾依頼書、債権譲渡契約書（写）、工事履行報告書、元請建設業者及び事業協同組合等（一定の民間事業者）の印鑑証明書 など

③ 元請建設業者は、事業協同組合等（一定の民間事業者）へ工事請負代金債権の譲渡を行います。

④ 事業協同組合等（一定の民間事業者）は、(財)建設業振興基金の債務保証により金融機関から転貸資金を調達し、工事の出来高部分について元請建設業者に融資（転貸融資）します。

⑤ 金融機関は、前払金保証契約を締結した工事のうち、出来高を超える部分について、保証事業会社の債務保証により、元請建設業者に融資します。

⑥ 京都市上下水道局は、工事完成後、事業協同組合等（一定の民間事業者）に工事代金を支払います。